

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月24日

茨城県知事

大井川 和彦殿

提出者

住 所 茨城県日立市東町四丁目13番1号
氏 名 株式会社レゾナック 山崎事業所
事業所長 村井 康裕
電話番号 0294-23-8909

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック 山崎事業所
事業場の所在地	茨城県日立市東町四丁目13番1号
計画期間	2024年1月1日から2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	前年度製品出荷額 ¥26,879,000,000
③ 従業員数	642名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・引火性廃油、強酸、強アルカリ 発生（ポリ缶、バラ）→委託→焼却（熱回収）→セメント原料・引火性廃油 発生（ドラム缶）→委託→混合→再燃料化壳却・強アルカリ 発生（ポリ缶、バラ）→委託→焼却（熱回収）→セメント原料・発生（バラ）→委託→焼却→セメント原料・廃石綿 発生（乾燥機等保温材）→委託→分解→コンクリート固化→路盤材



令和6年6月25日 (日本工業規格 A列4番) /10

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
事業所長（全てに対する責任者）：村井 康裕	
↓	
環境管理責任者（環境に関する責任者）：環境安全管理部 部長 堀内 隆太	
↓	
ゼロエミッション委員会（廃棄物低減活動）：委員長 部長 浅井 由佳 委員 各部門課長、主任等	
↓	
環境安全管理部 部長 堀内隆太	
↓	
法定管理者 特別管理産業廃棄物管理責任者 環境安全管理部 環境管理グループ 加藤 正利	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（2023年度）実績】					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>引火性廃油（有害）</th><th>引火性廃油</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>9 t</td><td>264 t</td></tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油	排 出 量	9 t
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油				
排 出 量	9 t	264 t				
② 計画	(これまでに実施した取組) <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃油 : ①廃溶剤の有価売却化促進 ②洗浄方法見直しによる洗浄溶剤低減 					
	その他品目の実績量については別紙1.のとおり					
② 計画	【目標】					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>引火性廃油（有害）</th><th>引火性廃油</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>60 t</td><td>258 t</td></tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油	排 出 量	60 t
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油				
排 出 量	60 t	258 t				
② 計画	(今後実施する予定の取組) <p>上記取り組み継続実施</p> <p>その他の実施事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 引火性廃油 : ①分別による有価売却化 ②洗浄溶剤蒸留による再利用 2. 強酸 : ①開発試作の効率化 					
	その他品目の計画量については別紙1.のとおり					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> 1. 引火性廃油 : ①種類・成分ごとの分別による有価売却 2. 引火性廃油有害 : ①廃油のみの受入れ改善済
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> 1. 引火性廃油有害 : ①生産設備の改善による廃油発生量低減 上記取り組み継続実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t		
	(これまでに実施した取組)	該当品目なし			
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t		
(今後実施する予定の取組)					
該当品目なし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
該当品目なし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
(今後実施する予定の取組)			
該当品目なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 該当品目なし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 該当品目なし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油
① 現状	全処理委託量	90 t	258 t
	優良認定処理業者への処理委託量	90 t	258 t
	再生利用業者への処理委託量	52 t	232 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	39 t	32 t
(これまでに実施した取組) 1. 優良認定業者への依頼促進 2. 委託業者への現地確認がコロナ禍により未実施			

(第5面)

② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	引火性廃油		
	全処理委託量	60t	258t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	60t	258t		
	再生利用業者への 処理委託量	0t	232t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t		
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		40t	26t		
(今後実施する予定の取組)					
1. 優良認定業者への委託促進継続 2. 委託業者の現地確認を再開する（2024年2月から実施済）					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	378t			
(今後実施する予定の取組)					
1. 電子マニフェスト化、100%継続					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。